

## 八戸市マスコットキャラクター「いかずきんズ」の画像の使用に関する要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、八戸市のイメージアップ及び効果的な PR を図るため、八戸市以外の者が八戸市マスコットキャラクター「いかずきんズ」の画像（以下、「マスコットキャラクターの画像」という。）を使用する場合の手續等について必要な事項を定めるものとする。

### (マスコットキャラクターに関する権限)

**第2条** マスコットキャラクターの画像に関する一切の権限は、八戸市に属する。

### (使用の承諾)

**第3条** マスコットキャラクターの画像を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合
- (3) その他市長が承諾を要しないと認めた場合

### (使用の申込み)

**第4条** 前条の規定による承諾（以下「使用承諾」という。）を受けようとする者は、八戸市マスコットキャラクター画像の使用承諾申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長へ提出しなければならない。その申込みの内容に変更が生じたときも、同様とする。

- (1) 企画立案書等マスコットキャラクターの画像の使用内容が分かるもの
- (2) 使用の見本又は広告の原稿等
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (使用の制限)

**第5条** 市長は、マスコットキャラクターの画像の使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾をしないものとする。

- (1) 個人若しくは団体のマーク又は商標として独占的に使用する場合
- (2) 特定の政治、宗教、思想等の活動に利用しようとする場合
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (4) 八戸市のイメージを損なうおそれのある場合

### (使用許可の期間)

**第6条** マスコットキャラクターの画像の使用許可の期限は、3年以内とする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続きマスコットキャラクターの画像を使用しようとするときは、改めて申請を行い、許可を受けなければならない。

### (承諾等の通知)

**第7条** 市長は、申込書が提出されたときは、その内容を審査し、八戸市マスコットキャラクター使用承諾通知書（別記第2号様式）又は八戸市マスコットキャラクター使用不承諾通知書（別記第3号様式）により、申込者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

**（使用料）**

**第8条** マスコットキャラクターの画像の使用に要する料金は、無料とする。ただし、掲載及び印刷等に要する費用については、前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

**（使用承諾の取消し等）**

**第9条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取り消し、使用者に対し、使用物件の回収等の措置を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの要綱の定める事項に違反した場合
- (2) 使用者が使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他市長が適当でないと認めた場合

2 市長は、使用者にマスコットキャラクターの画像の使用状況等について報告をさせ、又は調査をすることができる。

**（使用承諾を受けないで使用した場合の措置）**

**第10条** 市長は、マスコットキャラクターの画像の使用承諾を受けないで使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求めるものとする。

**（責任の制限）**

**第11条** 前2条の規定により、マスコットキャラクターの使用承諾を取り消し、又は使用の停止を求めた場合に、マスコットキャラクターの画像を使用した者に損害が生じても、八戸市はその責めを負わない。

2 マスコットキャラクターの画像を使用した者が、マスコットキャラクターの画像の使用により第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、八戸市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

**（庶務）**

**第12条** マスコットキャラクターの使用承諾に関する事務は、総合政策部広報統計課において処理する。

**（その他）**

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成25年6月7日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 2 月 2 5 日から実施する。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）八戸市長

申込者 住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号 ー ー

八戸市マスコットキャラクター「いかずきんズ」の画像の使用承諾申込書

下記のとおり、「いかずきんズ」の画像を使用したいので、八戸市マスコットキャラクター「いかずきんズ」の画像の使用に関する要綱第4条の規定により申し込みます。

記

事業名称		
使用方法		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
担当者連絡先	氏名	
	電話番号	
	Email	
	住所	申込者住所と同じ場合は記載不要

（添付が必要な書類）

- (1) 企画立案書等マスコットキャラクターの画像の使用内容が分かるもの
- (2) 使用の見本又は広告の原稿等
- (3) 本人であることが確認できる書類の写し  
ただし、法人にあっては、法人を確認できる e メールアドレスからの申し込みに関し、本人確認書類の添付不要

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

様

八戸市長

印

八戸市マスコットキャラクター「いかずきんズ」の画像の使用承諾通知書

年 月 日付けで申込みのありました八戸市マスコットキャラクター「いかずきんズ」の画像の使用については、下記の条件を付して承諾することと決定したので通知します。

記

事業名称	
使用方法	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
承諾の条件	

年 月 日

様

八戸市長

印

八戸市マスコットキャラクター「いかずきんズ」の画像の使用不承諾通知書

年 月 日付けで申込みのありました八戸市マスコットキャラクター「いかずきんズ」の画像の使用については、下記の理由により承諾しないことと決定したので通知します。

記

承諾しない理由